

○経済産業省告示第七十八号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第四十九条の三、第四十九条の六及び別表第四の規定に基づき、計量法施行規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定めるもの等を、次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年二月十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫

計量法施行規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定めるもの等

（氏名及び略歴の提出を要する者）

第一条 計量法施行規則（以下「規則」という。）第四十九条の三第四号口の経済産業大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 事業所において、計量証明事業全般に対して責任を有する者
- 二 計量法第九十二条第二号に規定する計量管理を行う者
- 三 事業所において、計量証明事業の品質管理に責任を有するとともに、内部監査の実施を行う者（再認定を要しない装置等）

第二条 規則第四十九条の六第一項の経済産業大臣が別に定めるものは、ガスクロマトグラフ質量分析計の所在の場所の変更（当該装置を適切に使用するために必要な施設とともに所在の場所を変更する場合に限る。）以外の変更とする。

（大臣が認めた者）

第三条 規則別表第四第六号の二第四欄の経済産業大臣が認めた者は、環境計量士（濃度関係）であつて、対象物質の濃度に関する実務に六月以上従事し、かつ、独立行政法人産業技術総合研究所が実施するダイオキシン類の計量管理に関する講習を受講した者とする。